

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネル
の通行の禁止又は制限の公示の一部を改正する公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第2号

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの通行の禁止又は制限の公示（平成22年独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号）の一部を次のように改正し、令和6年2月23日から適用する。

令和6年2月22日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 高松 勝

記3【災害時の特例】の表中

「

名 称	箇 所
関越トンネル (高速自動車国道関越自動車道新潟線)	群馬県利根郡みなかみ町阿能川字本谷から新潟 県南魚沼郡湯沢町大字土樽字古屋敷まで

」

を追加する。